

(仮称)札幌市子ども・子育て支援事業計画に「量の見込み(ニーズ量)」と「提供体制の確保内容(供給量)」を記載する必要がある事業等一覧

ニーズの区分		ニーズの概要	原則的な供給量の確保方法
教育・保育に関するニーズ	3-5歳教育のみ(1号)	新制度下で「1号認定」を受けて主に幼稚園を利用したいという3歳から5歳までのニーズ	幼稚園、認定こども園
	3-5歳保育の必要性あり(2号) 学校教育利用希望強い	新制度下で主に共働きであることなどを理由に「2号認定」を受けて幼稚園等を利用したいという3歳から5歳までのニーズ	幼稚園、認定こども園
	3-5歳保育の必要性あり(2号) 学校教育利用希望強い以外	新制度下で主に共働きであることなどを理由に「2号認定」を受けて保育所等を利用したいという3歳から5歳までのニーズ	保育所、認定こども園
	0歳保育の必要性あり(3号)	新制度下で主に共働きであることなどを理由に「3号認定」を受けて保育所等を利用したいという0歳のニーズ	保育所、認定こども園、地域型保育事業
	1・2歳保育の必要性あり(3号)	新制度下で主に共働きであることなどを理由に「3号認定」を受けて保育所等を利用したいという1・2歳のニーズ	保育所、認定こども園、地域型保育事業
地域子ども・子育て支援事業に関するニーズ	利用者支援に関する事業	子どもとその保護者が、様々な保育サービスの中から自らの希望にあった適切なものを選択して円滑に利用できるように身近な場所で支援を受けたいというニーズ	それぞれ左欄に掲げる事業により供給量を確保する。
	時間外保育事業	保育所等の通常の利用時間帯(午後6時まで)を超えて子を施設等に預けたいというニーズ	
	放課後児童健全育成事業	小学校就学児童について下校後・長期休業期間に子を放課後児童クラブに預けたいというニーズ	
	子育て短期支援事業(ショートステイ)	保護者の病気、出産、冠婚葬祭等を理由として泊りがけで子を預けたいというニーズ	
	地域子育て支援拠点事業	親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、子育てに関する情報提供を受けたりする場を利用したいというニーズ	
	一時預かり事業(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり(預かり保育))	幼稚園に通園する児童を通常の教育・保育時間(園によって異なるがおおむね午前10時から午後2時まで)の前後に預けたいというニーズ	
	一時預かり事業(在園児対象型を除く。)、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く。)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	保護者のリフレッシュ、通院、冠婚葬祭等を理由として一時的に子を預けたいというニーズ	
	病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	子が病気やけがで普段利用している保育所等を利用できなくなった場合に子を預けたいというニーズ	
	子育て援助活動支援事業(就学後)	小学校就学児童について登校前・下校後に子をファミリーサポートセンターに預けたいというニーズ	
	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる事業に関するニーズ	
	養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	養育支援が必要な家庭を訪問し、養育に関する相談を受け、支援、助言等を行う事業に関するニーズ	
妊婦に対する健康診査	妊婦と胎児の健康状態を確認するため、問診や血液検査、超音波検査などを行う検査に関するニーズ		